令和８年

PCA給与シリーズ 年末調整サポート動画

Year End Adjustment Support Video

令和8年度変更点

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

令和8年分　年末調整業務に影響するポイント

01 基礎控除の引き上げ

02 給与所得控除の引き上げ

03 扶養親族等の所得要件の見直し

04 生命保険料控除の見直し

05 年末調整関係書類の各種様式・提出方法の変更

出典：国税庁　源泉所得税の改正のあらまし

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

01 基礎控除の引き上げ

令和7年に引き続き、基礎控除の引き上げが行われています。

POINT

合計所得金額が2,350万円以下である個人の所得税の基礎控除額が、最低4万円引き上げられ、62万円となります。
（改正前は58万円）

★基礎控除の特例
令和8年分以後の各年分において、居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあっては132万円）以下である場合における所得税の基礎控除の額は、62万円に下記金額を加算した額となります。

①令和8年分及び令和9年分
イ　合計所得金額が489万円以下である場合　　42万円
ニ 合計所得金額が489万円を超え　655万円以下である場合･･･5万円
ホ 合計所得金額が655万円を超える場合･･･特例による加算無し

②令和10年分以後の各年分
イ 合計所得金額が132万円以下である場合･･･37万円
ロ 合計所得金額が132万円を超える場合･･･特例による加算無し

※基礎控除の特例も考慮した具体的な基礎控除の金額は次ページの表を参照下さい。

POINT

・**中低所得者層を含めた税負担軽減**として、高所得者優遇とならないように**基礎控除が上乗せされます。**
（令和8年・令和9年限定の措置）
・低所得者層の税負担への配慮として、**合計所得金額が132万円以下の場合**には**基礎控除額が99万円になります。**
（令和10年分以後の恒久的措置）

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

01 基礎控除の引き上げ

【基礎控除】

<table>
<tr><th rowspan="2" colspan="2">合計所得金額
（収入が給与だけの場合の収入金額）</th><th colspan="2">改正後</th><th colspan="2">改正前</th></tr>
<tr><th>令和8・9年分</th><th>令和10年分以後</th><th>令和8年分</th><th>令和9年分以後</th></tr>
<tr><td colspan="2">132万円以下
（206万円以下）</td><td rowspan="2">104万円</td><td>99万円</td><td colspan="2">95万円</td></tr>
<tr><td>132万円超
（206万円超</td><td>336万円以下
475万1,999円 以下）</td><td rowspan="4">62万円</td><td>88万円</td><td rowspan="4">58万円</td></tr>
<tr><td>336万円超
（475万1,999円超</td><td>489万円以下
665万5,556円以下）</td><td rowspan="2">67万円</td><td>68万円</td></tr>
<tr><td>489万円超
（665万5,556円超</td><td>655万円以下
850万円以下）</td><td>63万円</td></tr>
<tr><td>655万円超
（850万円超</td><td>2,350万円以下
2,545万円以下）</td><td>62万円</td><td>58万円</td></tr>
</table>

※ 合計所得金額2,350万円超の場合及び個人住民税の基礎控除額に改正はありません。

出典：国税庁　源泉所得税の改正のあらまし

適用時期は？

令和8年分以後の所得税について適用。但し、令和8年分の給与の源泉徴収事務においては、令和8年12月におこなう年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。従って、令和8年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。



Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

02 給与所得控除の引き上げ

物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除の最低保証額が引き上げられました。

POINT　**所得税の給与所得控除の最低保証額が、65万円から74万円に引き上げられます。**

【給与所得控除】

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円	その収入金額×30%＋8万円 （69万円未満となる場合は69万円）	65万円
190万円超　360万円以下			給与等の収入金額×30%＋8万円

※ 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。個人住民税についても表の金額と同様です。

※ 令和8・9年分の給与等の収入金額が、69万1,000円以上220万円未満である場合には、給与所得の金額は上記によらず、下記の金額となります。

給与等の収入金額	69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
その給与等に係る 給与所得の金額	なし	その収入金額 －71万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

出典：国税庁　源泉所得税の改正のあらまし

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

03 扶養親族等の所得要件の見直し

基礎控除の引き上げに伴って、扶養親族等の所得要件の見直しが行われました。

POINT　**扶養控除の所得要件が、4万円引き上げられます。**

扶養親族等の区分	所得要件（※1） （令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額（※2）） 改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	**62万円以下** （136万円以下）	58万円以下 （123万円以下）
特定親族	**62万円超　123万円以下** （136万円超　197万円以下）	58万円超　123万円以下 （123万円超　201万5,999円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	**62万円超　133万円以下** （136万円超　207万円以下）	48万円超　133万円以下 （103万円超　201万5,999円以下）
勤労学生	**89万円以下** （163万円以下）	85万円以下 （150万円以下）

※1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
※2 P5（給与所得控除の最低保障額の引上げ）の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、
特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

出典：国税庁　源泉所得税の改正のあらまし

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

03 扶養親族等の所得要件の見直し

（参考）改正後の配偶者特別控除額及び特定親族特別控除額の表

配偶者又は特定親族の合計所得金額（令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額※）	配偶者特別控除			特定親族特別控除額
	所得者の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額※）			
	900 万円以下（1,095 万円以下）	900 万円超 950 万円以下（1,095 万円超 1,145 万円以下）	950 万円超 1,000 万円以下（1,145 万円超 1,195 万円以下）	
62 万円超 85万円以下（136万円超 159万円以下）	38 万円	26 万円	13 万円	63 万円
85 万円超 90万円以下（159万円超 164万円以下）				61 万円
90 万円超 95万円以下（164万円超 169万円以下）				51 万円
95 万円超 100万円以下（169万円超 174万円以下）	36 万円	24 万円	12 万円	41 万円
100 万円超 105万円以下（174万円超 179万円以下）	31 万円	21 万円	11 万円	31 万円
105 万円超 110万円以下（179万円超 184万円以下）	26 万円	18 万円	9 万円	21 万円
110 万円超 115万円以下（184万円超 189万円以下）	21 万円	14 万円	7 万円	11 万円
115 万円超 120万円以下（189万円超 194万円以下）	16 万円	11 万円	6 万円	6 万円
120 万円超 123万円以下（194万円超 197万円以下）	11 万円	8 万円	4 万円	3 万円
123 万円超 125万円以下（197万円超 199万円以下）				
125 万円超 130万円以下（199万円超 204万円以下）	6 万円	4 万円	2 万円	
130 万円超 133万円以下（204万円超 207万円以下）	3 万円	2 万円	1 万円	

※ P5（給与所得控除の最低保障額の引上げ）の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、　特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

出典：国税庁　源泉所得税の改正のあらまし

適用時期は？

8年分以後の所得税について適用されます。令和8年分の給与の源泉徴収事務においては、

令和8年12月に行う年末調整の際に、改正が適用されます。なお、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるためには、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出する必要があります。



Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

04 生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、控除額の見直しが行われました。

POINT

子育て支援税制の一環として、新生命保険料に係る一般生命保険料控除について年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の控除額は下記のとおり計算されます。

年間の新生命保険料	控除額
30, 000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超　60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超　120,000円以下	新生命保険料×1/2+30,000円
120,000円超	一律60,000円

出典：国税庁　源泉所得税の改正のあらまし

・また、旧生命保険料及び、上記ポイントの適用がある新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額は、6万円（改正前4万円）となります。
※一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、12万円（改正前と同様）。



適用時期は？

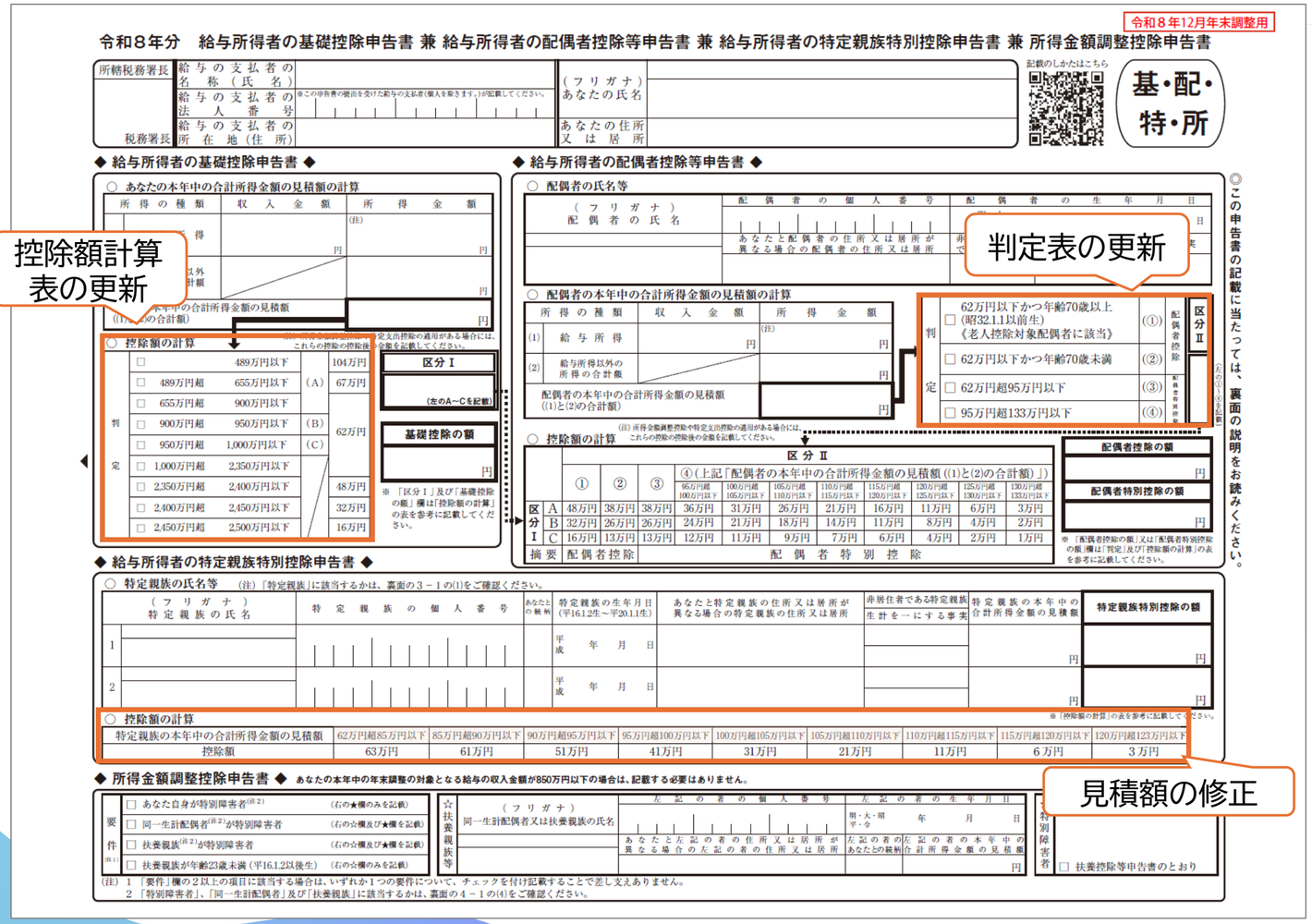
令和8年分の所得税について適用されます。（令和8年分の税制改正により適用期限は令和9年分まで延長されました。）

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

05 年末調整関係書類の各種様式・提出方法の変更

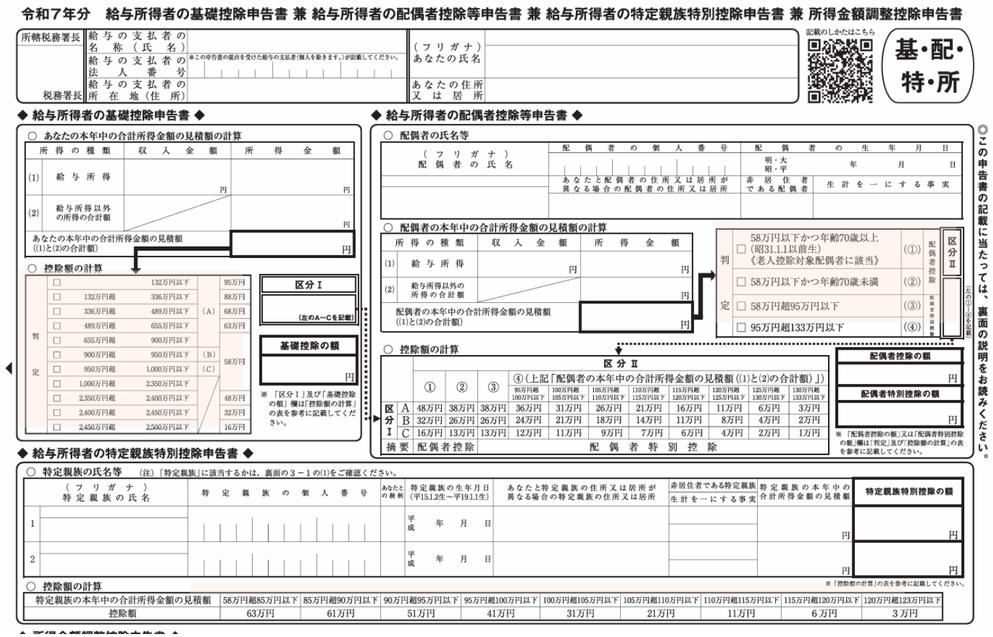
税制改正に伴い変更された年末調整関係書類は以下の通りです。

令和８年分給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書



出典：国税庁HP

【参考】令和7年分



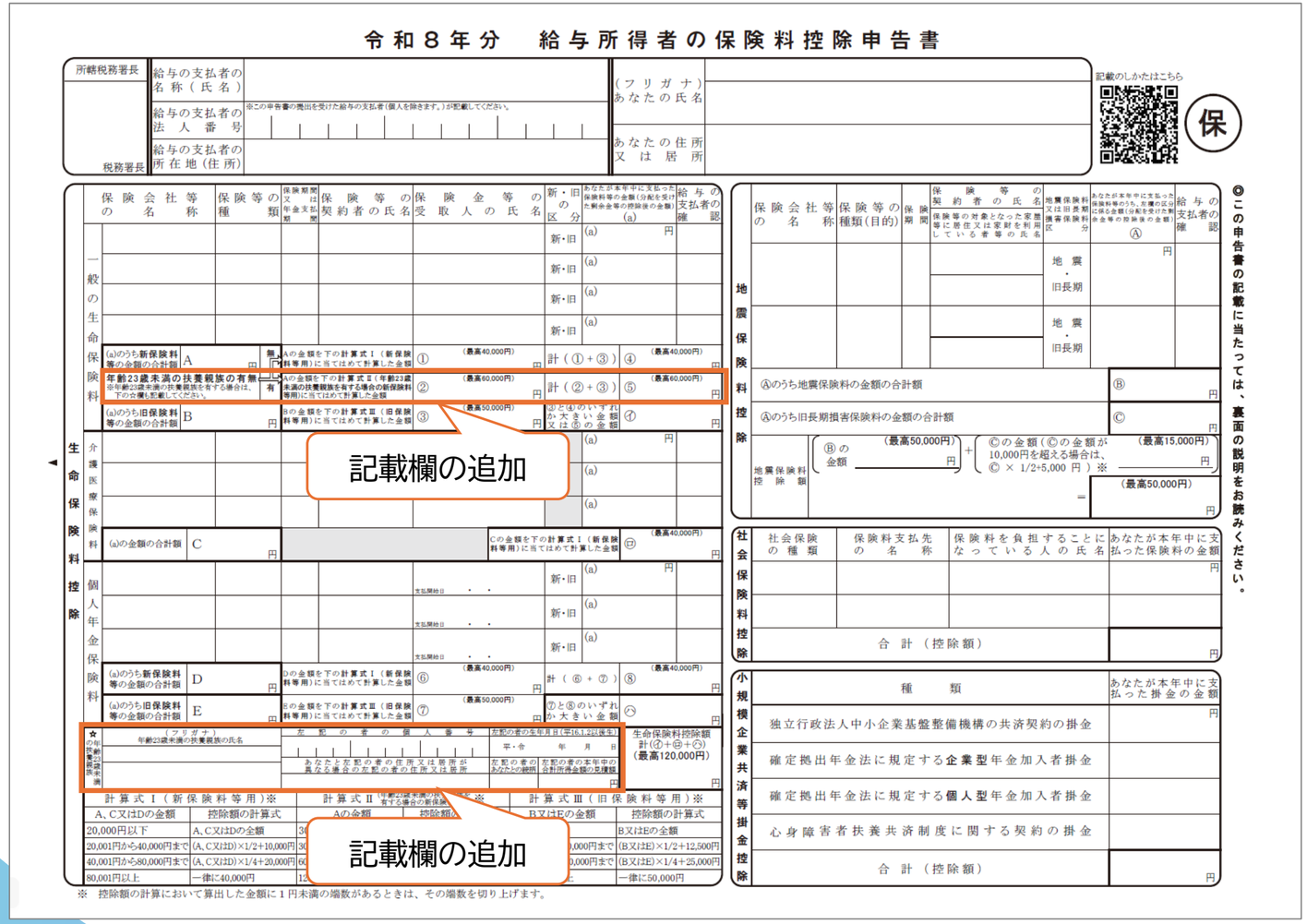
POINT

「基礎控除申告書」及び「特定親族特別控除申告書」の「控除額の計算」の表並びに「配偶者控除等申告書」の「判定」欄について、**基礎控除額の引き上げ等の改正後の金額に修正**されました。

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

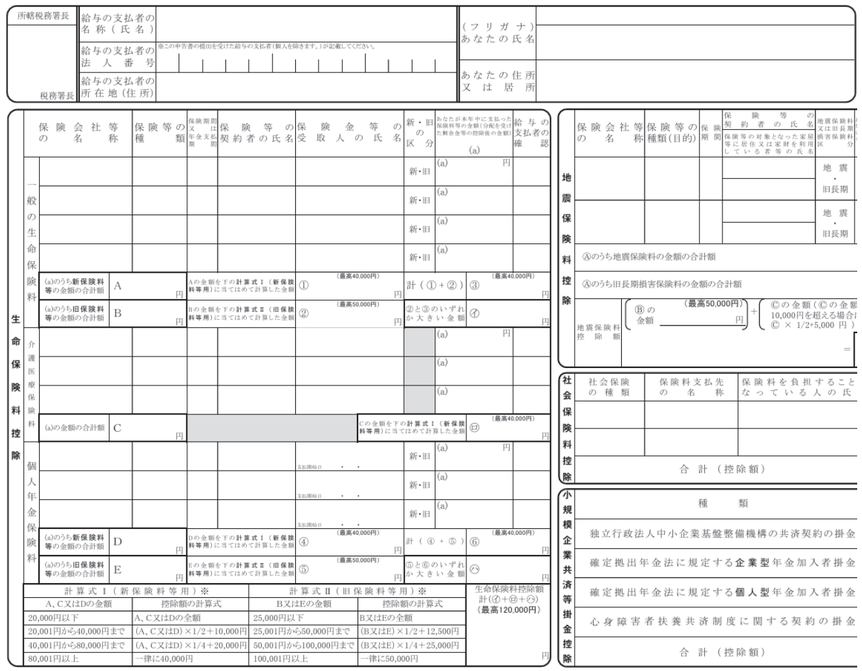
05 年末調整関係書類の各種様式・提出方法の変更

令和８年分給与所得者の保険料控除申告書



出典：国税庁HP

【参考】令和7年分



POINT

「生命保険料控除」欄について、**23歳未満の扶養親族を有する場合の特例に対応した記載欄が追加**されました。

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

（参考）2026年分の年末調整業務に影響するポイント

令和９年１月１日以降に提出すべき令和８年分以後の給与所得の源泉徴収票

令和9年1月1日以後、市区町村に「給与支払報告書」又は「公的年金等支払報告書」を提出した場合には、税務署長に「給与所得の源泉徴収票」又は「公的年金等の源泉徴収票」を提出したものとみなされます。

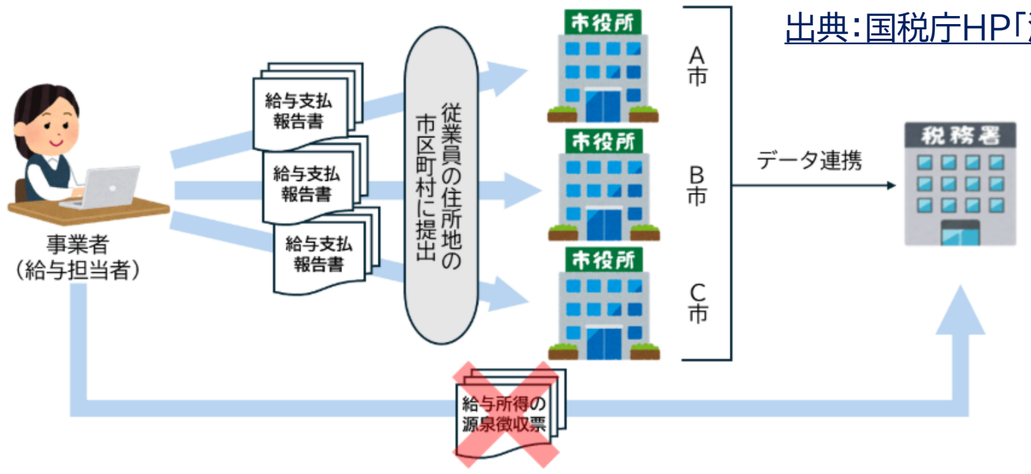
そのため、税務署提出用の「給与所得の源泉徴収票」や「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、提出する必要がなくなります。

なお、受給者へ交付する源泉徴収票は、引き続き、すべての受給者に対して作成・交付を行う必要があります。

POINT

給与支払報告書を市区町村へ提出する場合は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用すると、自宅やオフィスなどから給与支払報告書を作成・提出することができます。

出典：国税庁HP「源泉徴収票のみなし提出の特例　特設ページ」



Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

令和8年分　年末調整業務に影響するポイント

01 基礎控除の引き上げ

02 給与所得控除の引き上げ

03 扶養親族等の所得要件の見直し

04 生命保険料控除の見直し

05 年末調整関係書類の各種様式・提出方法の変更

税制改正でこの記載分は12/1施行のため、12/1以降の課税支払があることが適用条件となります。
（支払がなければ、旧制度の年調計算）



出典：国税庁　源泉所得税の改正のあらまし

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

給与ソフトでの変更点

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

令和8年 基礎控除等の引き上げ対応

令和8年の給与所得控除、基礎控除が引き上げられることに対応しました。

■「年末調整」－「年末調整計算」

制度改正対応①　給与所得控除額の改正対応（P5）

給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられたため、新しい控除額で計算します。

制度改正対応②　基礎控除額の改正対応（P4）

基礎控除額が改正により、新しい控除額で計算します。

制度改正対応③　扶養親族等の所得要件改正対応（P7）

扶養親族等の所得要件が改正により、新しい要件で判定します。

■「年末調整」－「年末調整一覧表」

12月の支給状況が確認できるように変更しました。



課税支給あり：支給日が12/1以降で課税対象となる支給額が登録されている
課税支給なし：支給日が12/1以降で課税対象となる支給額が登録されていない

POINT

「年末調整は、所得税法第190条により、「年の最後の給与等の支払日の現況にて計算する」とされています。最後の支給が12月1日よりも前である場合、制度改正前のルールに従って計算しています。そのため、12月の支給状況を令和8年でも確認する必要があります。

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

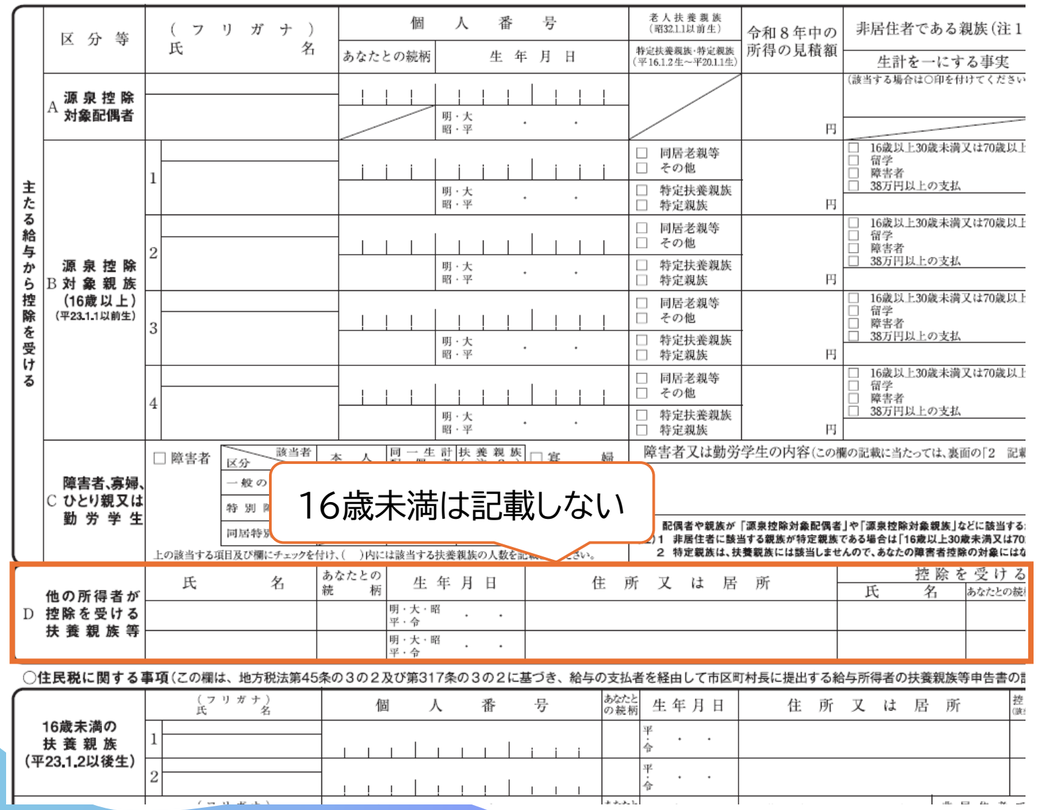
令和8年 基礎控除等の引き上げ対応

扶養控除等（異動）申告書の記載ルール変更に伴い、令和8年からは、「D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄（以下、D欄と記載）に16歳未満を出力しないように変更しました。

■扶養控除等（異動）申告書

D欄には、社員本人が扶養控除を受けず、配偶者側で扶養控除を受ける子等を記載します。

令和7年までは、D欄に16歳未満も記載することになっていましたが、令和8年からは、D欄に16歳未満は記載しないよう、記載ルールが変わっています。



POINT

用紙自体の記載場所や、制度上は変わりませんが、
扶養控除等（異動）申告書の記載ルールに変更があります。

（参考）月次の所得税計算

給与所得控除や基礎控除の変更は、令和8年は年末調整にだけ反映されます。
（毎月の所得税額計算に反映されるのは、令和9年からとされています）。
令和9年以降の領域で月次の計算をした際、所得税額計算を新しい税額表を使った計算に変更します。

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

令和8年 生命保険料控除の特例対応①

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23 歳未満の扶養親族を有する場合の令和8・9年分の一般生命保険料控除の控除額の上限が、4万円上限から6万円上限に拡充された点に対応しました。

■「年末調整」－「年末調整計算」

年末調整計算時に、年齢23歳未満の扶養親族がいるかを自動判定して、存在する場合には新しい控除額で計算します。

「年調調整控除項目入力」－保険料タブ

生命保険料控除(B):

新生命保険料	120,020
旧生命保険料	0
一般の生命保険料控除額	60,000
介護医療保険料	0
介護医療保険料控除額	0
新個人年金保険料	0
旧個人年金保険料	0
個人年金保険料控除額	0
生命保険料控除額の合計	60,000

「年調調整控除項目入力」－家族タブ

区分	氏名（姓） ﾌﾘｶﾞﾅ（姓） 配偶者区分	氏名（名） ﾌﾘｶﾞﾅ（名） 源泉控除対象配偶者	生年月日 続柄 扶養区分	年齢 性別 障害者区分
配偶者	山田	亜希子	☑ 昭和 56年 8月 31日	45 歳
	ﾔﾏﾀﾞ	ｱｷｺ		2:女
	1:一般配偶者	1:対象		0:対象外
1	山田	一郎	☑ 平成 17年 7月 10日	21 歳
	ﾔﾏﾀﾞ	ｲﾁﾛｳ	子	1:男
			特定扶養親族	0:対象外
2	山田	二郎	☑ 平成 23年 5月 5日	15 歳
	ﾔﾏﾀﾞ	ｼﾞﾛｳ	子	0:未設定
			16歳未満	0:対象外

POINT

一般生命保険料控除＋介護医療保険料控除＋個人年金保険料控除の合計額の上限が12万円であることは変わりません。

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

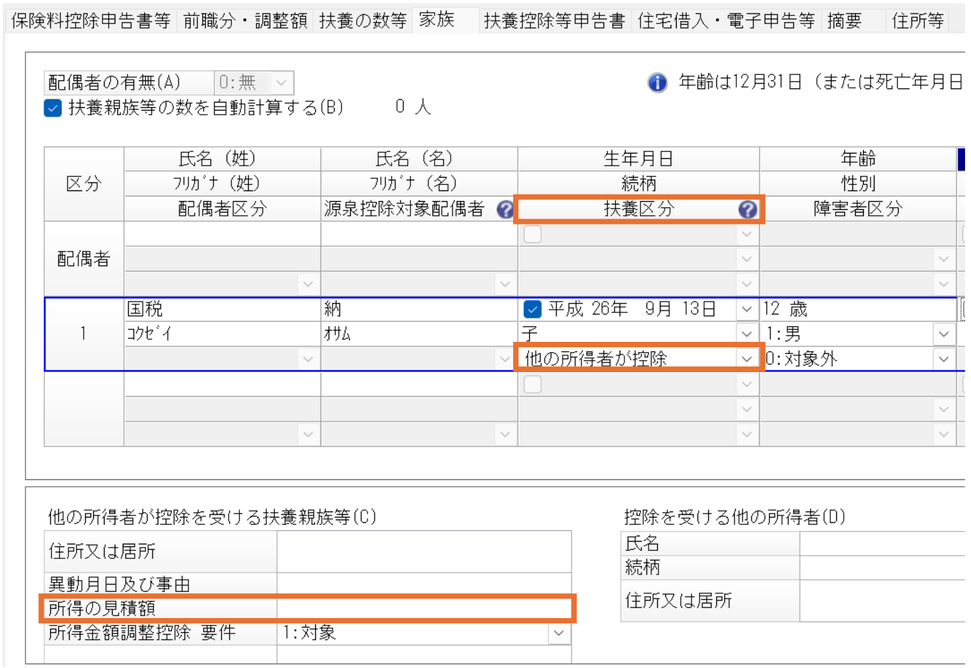
令和8年 生命保険料控除の特例対応②

社員本人が扶養控除を受けてはおらず、配偶者側で扶養控除を受ける家族であっても、生命保険料控除の特例の要件である「年齢23 歳未満の扶養親族」を有すると判定し、計算を行います。

■「年末調整」－「年末調整控除項目入力」－家族タブ

給与ソフトでは、配偶者側で扶養控除を受ける家族(※)は、
「扶養区分」で「他の所得者が控除」を選択します。
「特定親族」は、生命保険料控除の特例の要件である
「年齢23歳未満の扶養親族」にはなれないため、「所得の見積額」の入力を追加し、
年齢だけでなく所得でも生命保険料控除の特例の要件を満たしているか判定します。

(※「他の所得者が控除」として登録する家族には、配偶者側で特定親族特別控除を受ける
特定親族(19歳以上23歳未満、かつ、所得が扶養親族の所得範囲を超える62万円超123万円以下の家族)も含まれます。)



POINT

右の通り、生命保険料控除の特例の要件である「年齢23 歳未満の扶養親族」は、社員本人が扶養控除を受ける家族という制限がありません。

(参考)年齢23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例には、夫婦共働き世帯のように同じ世帯に所得者が2人以上いる場合において、年齢23 歳未満の扶養親族1人ごとに、同一世帯内のいずれか 1 人の所得者にのみ適用されるという制限がありません。したがって、夫婦の間に年齢23 歳未満の扶養親 族である子が1人いるような場合には、その夫婦双方が、この特例の適用を受けることができます。
国税庁の配布する保険料控除申告書 裏面

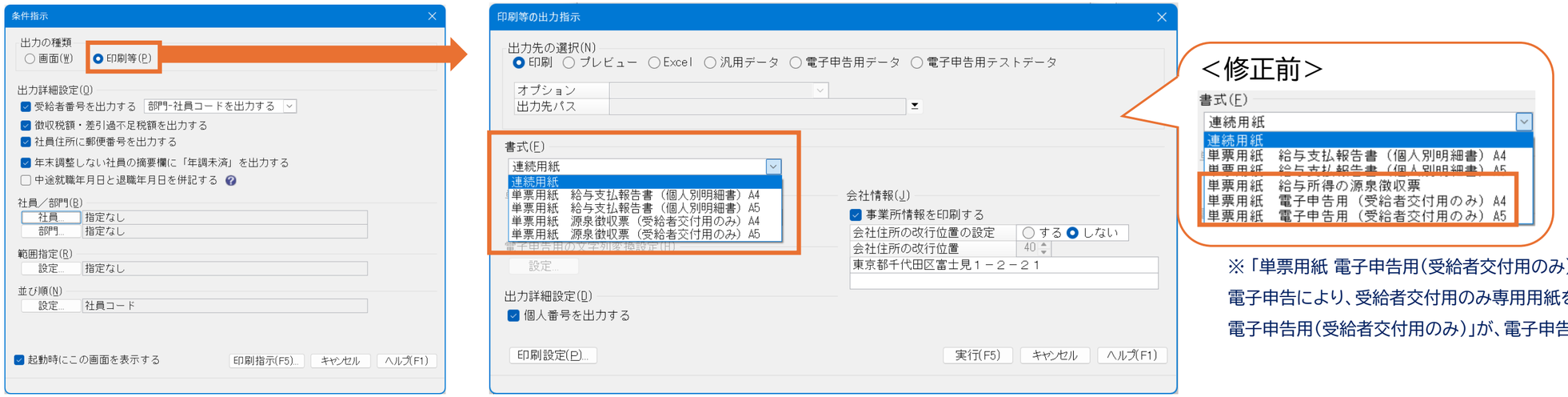
Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

令和8年 源泉徴収票みなし提出対応（PCA専用用紙の変更）

令和9年1月1日以降、給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出する必要はありません(P12「源泉徴収票のみなし提出の特例」)。PCA専用用紙で、源泉徴収票の税務署提出用が廃止され、メニューの表記も対応しました。

■「年末調整」－「給与支払報告書/源泉徴収票」

印刷指示で「書式」の選択肢から、①A4用紙で左が税務署提出用、右が受給者交付用だった「単票用紙 給与所得の源泉徴収票」を削除②「単票用紙 電子申告用（受給者交付用のみ）」の名称を、「単票用紙 源泉徴収票（受給者交付用のみ）」に変更(※)しました。



＜修正前＞

※「単票用紙 電子申告用(受給者交付用のみ)」:
電子申告により、受給者交付用のみ専用用紙を使うときの選択肢だった「単票用紙 電子申告用(受給者交付用のみ)」が、電子申告とは限らなくなるため名称変更

POINT

連続用紙も令和8年分から、給与支払報告書＋税務署提出用＋受給者交付用の3枚複写から、給与支払報告書＋受給者交付用の2枚複写に変わっています。

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

令和8年 源泉徴収票みなし提出対応

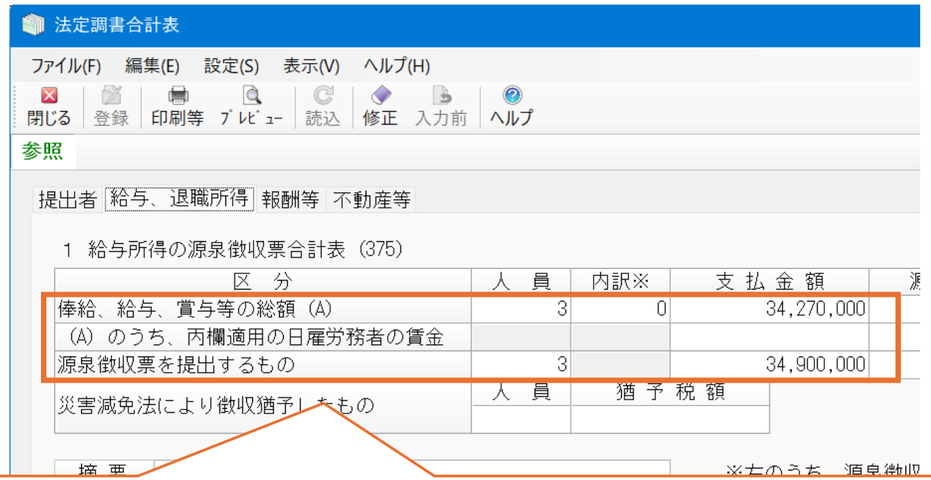
源泉徴収票の税務署提出が基本的に不要になったことで・・・

■「法定調書合計表」「合計表・総括表資料」

・給与所得の源泉徴収票のみの場合

・なおかつ全員提出不要の場合

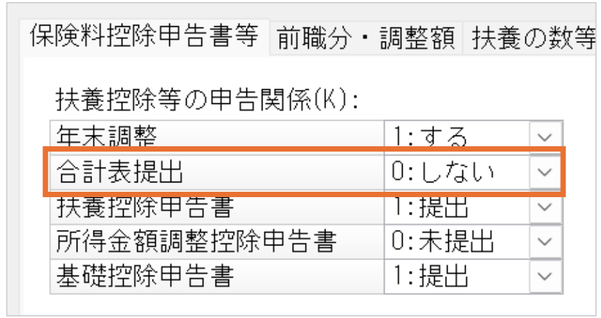
法定調書合計表の提出も不要になりました。



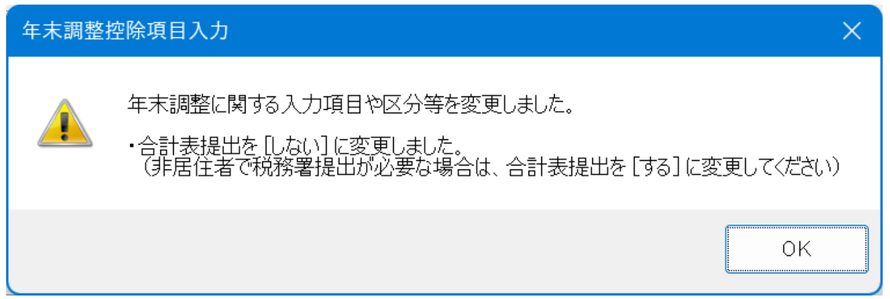
この表記は実際に税務署に提出した範囲の内容で記載することが認められました。
「法定調書合計表」、および、「合計表・総括表資料」では、「年末調整控除項目入力」で確認できる「合計表提出」が「1:する」の社員のみを集計します。

■「年末調整計算」

「年末調整控除項目入力」の「合計表提出」項目は、年末調整計算時、以下のメッセージを出して、常に「0:しない」に変更します。ただし、変更は可能です（例：年の途中で社員本人が非居住者になった場合などに利用）



「年末調整控除項目入力」で登録時に年末調整計算した際のメッセージ



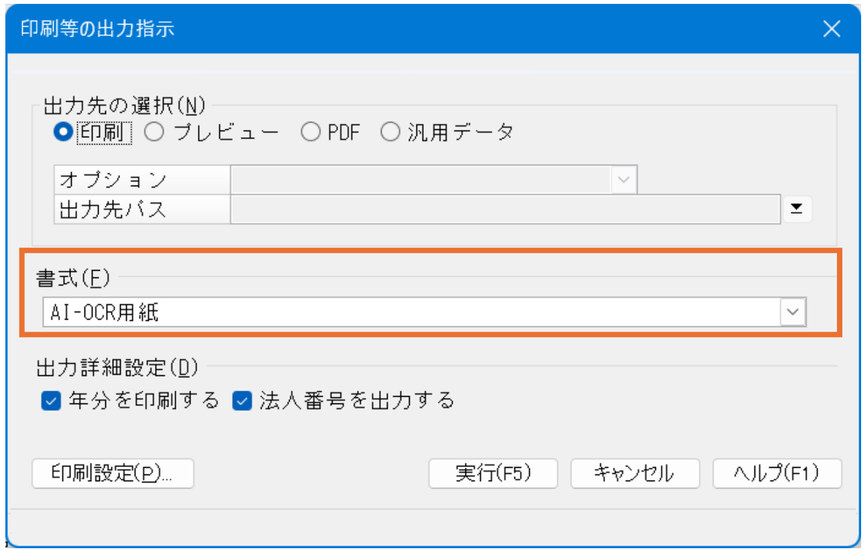
Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

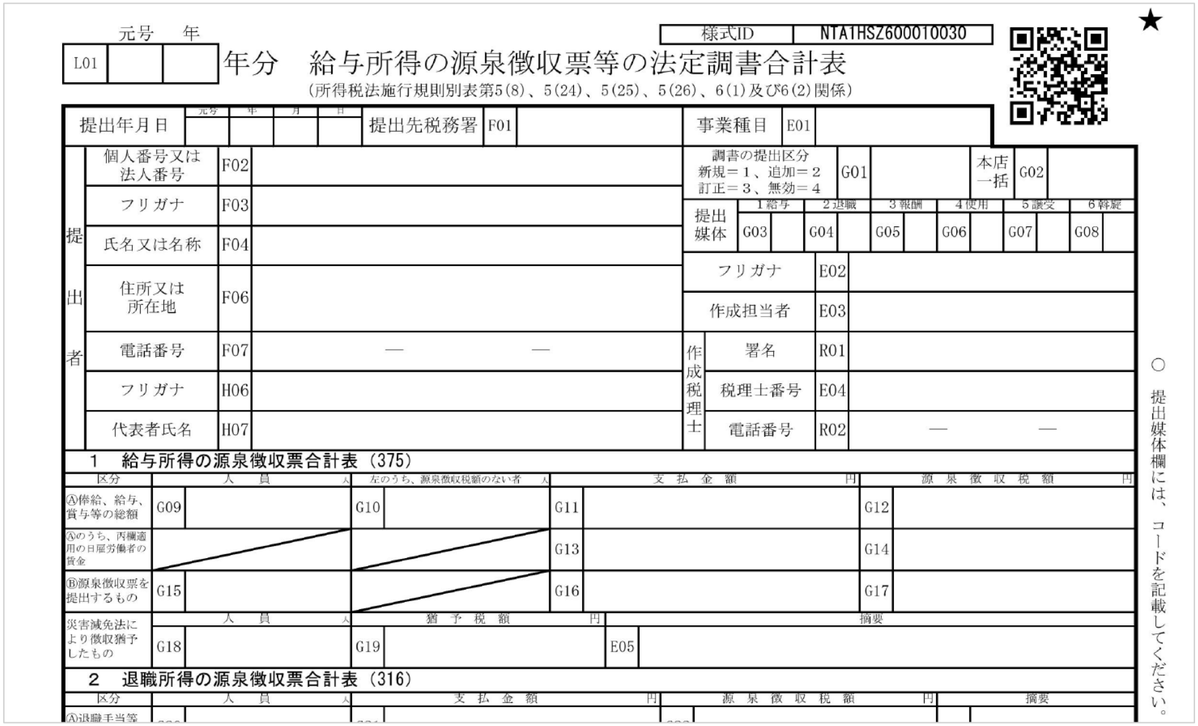
令和8年 法定調書合計表の様式変更対応

AI-OCR対応のため、法定調書合計表の様式が変更されましたので、その新様式に対応いたしました。

■ 令和7年との変更点

①項目削除(「署番号」「整理番号」「翌年以降送付要否」)により、
　入力画面にも表示はなくなります。
②「本店一括」の項目について
　該当する場合に1、該当しない場合に2に変更
　(今までは該当する場合に〇を記載する)
③印刷指示で書式の選択肢名称を変更





Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

令和8年 所得税徴収高計算書の様式変更対応

所得税徴収高計算書の様式の変更にあわせ、新様式に対応いたしました。

※PCA給与シリーズでは国税庁の様式での出力ではなく、転記用資料として利用いただける参考資料となっております（従来同様）。

■「管理帳票」－「所得税徴収高計算書資料」

①項目の削除

「整理番号」の項目は、新様式から削除されたため、出力はありません。

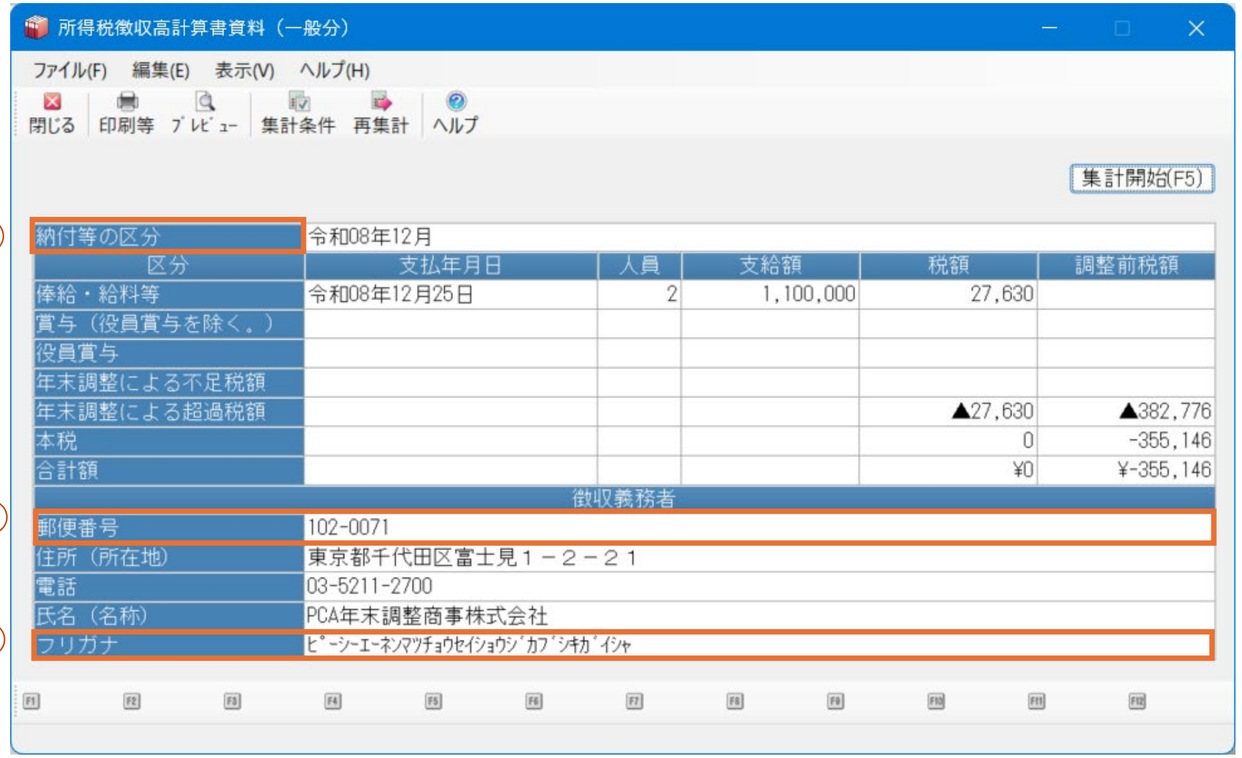
②項目名の変更

「納期の目的」→「納付等の区分」に変更します。

③項目の追加

会社住所の「郵便番号」、会社名の「フリガナ」が追加されたため、

出力を追加します。



Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.

（補足）令和8年資格取得届・喪失届の様式変更対応

2026年10月に、社会保険の資格取得届、資格喪失届のので様式変更がされたため、新しい様式に対応しました。

■「社員」－「資格取得・喪失」－「資格取得届」・「資格喪失届」

※「資格取得届」新様式

被保険者1

| | | |

ご視聴いただきありがとうございました

Copyright© PCA CORPORATION All Rights Reserved.